

仙台市「介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）」について（案）

1 「介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）」とは

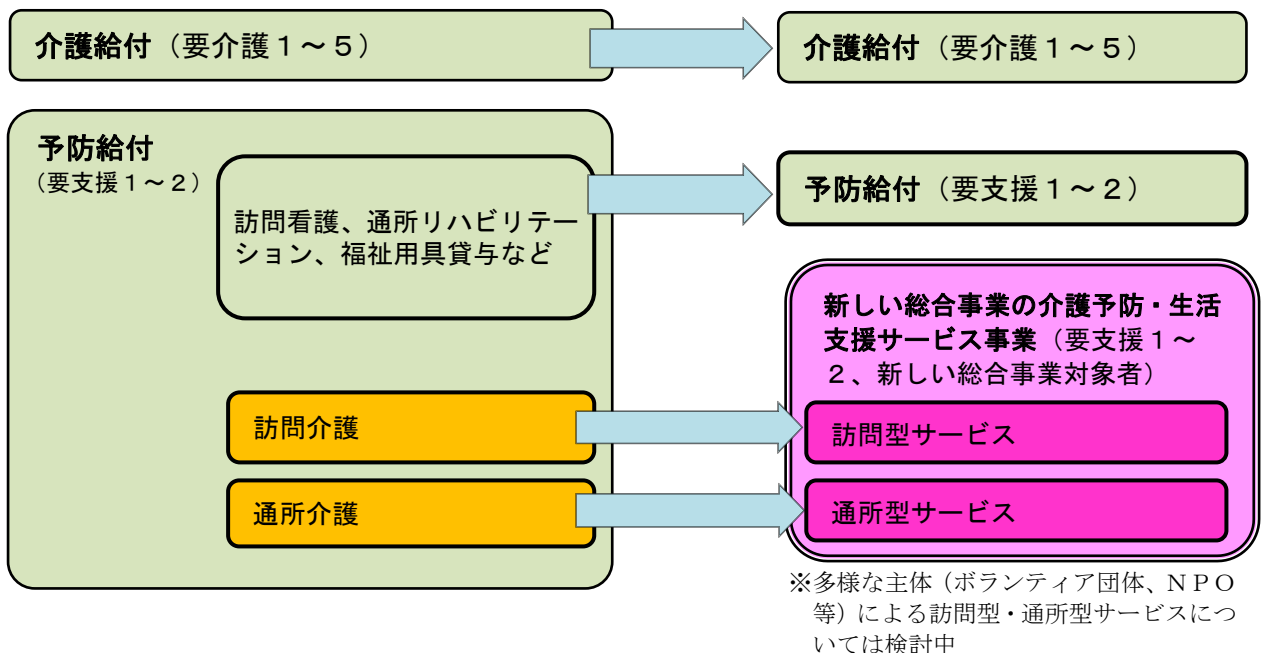
団塊の世代の人が75歳以上となる2025年に向けて、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域の実情にあわせ、介護・医療・介護予防・住まいおよび日常生活の支援が求められています。そのための仕組みとして、介護保険制度において、「介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）」が創設されました。

仙台市では、平成29年4月から新しい総合事業を実施し、住民等の多様な主体が参画した多様なサービスの充実、地域の支え合い体制づくりの推進など要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を目指します。

2 「新しい総合事業」の特徴

(1) 介護予防訪問介護と介護予防通所介護が新しい総合事業に移行します

全国一律の予防給付（要支援者に対するサービス）のうち介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）、介護予防通所介護（デイサービス）が新しい総合事業に移行し、市の事業（介護予防・生活支援サービス事業）として実施します。



(2) サービス利用の手続きが一部簡素化されます

豊齢力チェックリスト（基本チェックリスト）の判定に該当すると、新しい総合事業の介護予防・生活支援サービスの対象者となります。（要支援認定を受けた方も対象となります）

(3) 多様な主体による多様なサービスを目指します

高齢者を含めた幅広い世代の市民、ボランティア団体、NPO等の活動を支援し、高齢者に対するサービスの充実を目指します。

(4) 地域とのつながりを活かした介護予防を推進します

心身機能の機能回復のみならず、地域の中に生きがいや役割を持って生活できるような場所や出番づくりなどによる介護予防の取り組みを進めます。

3 介護予防・生活支援サービス事業の対象者

- (1) 要支援1、2の方
- (2) 豊齢力（基本）チェックリストの判定に該当した方

4 相談から（新しい総合事業）サービス利用までの流れ ※現時点での案です

